

## 「単品スライド条項」の減額運用について

(延岡市工事請負契約約款第25条第5項)

延岡市においては、平成20年6月26日に単品スライド条項の増額運用ルールを定め、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての品目を対象に、請負代金額を増額するよう運用しています。

しかしながら、最近では、一部資材において価格の下落が見られ始めたことから、単品スライド条項の減額運用ルールを定め、工事請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての品目を対象に単品スライド条項の減額運用を平成21年5月25日から施行しました。

### 1. 単品スライド条項の減額運用

(1) 対象工事・・・工期の末日が2ヶ月以上ある工事から適用します。

○工期の末日が平成21年7月25日以降の工事から対象とします。

○工期の末日とは、契約工期のことをいいます。

(2) 対象資材・・・発注者側からの協議請求により、発注者・受注者間の協議に基づき全品目を対象とします。

○文書により正式に協議を請求

(3) 請求の時期、契約変更の時期・・・工期末の2ヶ月前までに発注者が請求し工期末に契約変更を行います。

○ただし、経過措置として、工期末が平成21年7月25日以降で、平成21年8月25日以前である工事についての請求は、平成21年6月25日までとします。

(4) 適用基準・・・対象資材の下落に伴う減額分のうち、発注者からの変更請求に基づき請負代金額の1%を超える額を減額。

○単品スライドの増額運用と同等の基準とし、資材価格の下落に伴う減額分のうち、請負代金額の1%を超える額を減額することとします。

(5) スライド額の算定方法

【鋼材類】{変動前の実勢価格－変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×(1+契約時の消費税率)  
+【燃料油】{変動前の実勢価格－変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×(1+契約時の消費税率)  
+【○○類】{変動前の実勢価格－変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×(1+契約時の消費税率)  
+【□□類】{変動前の実勢価格－変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×(1+契約時の消費税率)  
- スライド前の請負代金額の1%相当額

---

スライド額

(注1) 品目毎にそれぞれ個別に変動額を算定し、1%を超える資材のみがスライド額の計算対象とします。

(注2) スライド額の算定に当たり、受注者からの書類等の提出は求めないものとします。ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、各対象材料を実際に購入した際の請求書、納品書、領収書等の書類の提出を求め、提出書類により証明された場合には、実際の購入価格を用いて単品スライドの算定を行います。

(注3) 平成21年6月1日以前に部分払いをしている場合は、その対象となった部分については対象外とします。